

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	
○ 県営土地改良事業計画を定めた件	三七六
○ 保安林の指定を解除する予定である件	三七六
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三七六
○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三七六
○ 道路の区域を変更する件	三七九
○ 都市計画を変更する件	三七九
○ 福島県公安委員会	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則	三六〇
正 誤	
○ 平成二十八年五月二十七日付け定例第二千七百九十九号中	三六一

告 示

福島県告示第四百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、隈戸川地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業（用排水施設整備工事）））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十一日

一 縦覧に供する書類

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十八年六月二十二日から
年七月十一日まで（二十日間）

縦覧の場所

白河市役所、須賀川市役所、鏡石町役場、泉崎村役場及び矢吹町役場

（農村計画課）

福島県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年六月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
須賀川市長沼字家老内二の一六三
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため
- 二一 解除予定保安林の所在場所
須賀川市長沼字家老内二の一六三
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため

（森林保全課）

福島県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小沢栄太郎 吉田孫次郎 鈴木徳太郎 瀬谷和一
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十八年福島県告示第三百三十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
皆川初太郎 皆川博 吉津一八 吉津堅次 吉津安一 吉津茂三郎 吉津賢 大竹利右工門 目黒伊吉 目黒國三郎 目黒太一郎 目黒庄五郎 目黒衛 目黒辰衛 吉津勝介 星正一
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年福島県告示第三百三十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年六月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-----------------	-----------------	---------------

県道相馬浪江線	相馬市坪田字台前三六番地先から同 市坪田字前林七一番二地先まで	変更前 四・〇〇 三四・〇〇	変更後 一〇〇・〇〇 四二・〇〇	九〇五・〇〇 九〇五・〇〇
---------	---------------------------------	----------------------	------------------------	------------------

（道路計画課）

公 告

公告第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、いわき都市計画区域区分を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 都市計画を変更する土地の区域
いわき市平薄磯のうち字北ノ作、字北街、字三反田、字根本、字中街、字南作、字大平及び字小塚の各一部の区域
いわき市平豊間のうち字大作、字柳町、字榎町、字番下作、字原町、字兔渡路及び字合磯の各一部の区域
- 二 縦覧場所
福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課
- 三 縦覧期間
平成二十八年六月二十一日から平成二十八年七月五日まで
- 四 意見書の提出
いわき都市計画区域区分を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

福島県公安委員会

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月21日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

福島県公安委員会規則第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則（昭和60年福島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第1項第2号」を「第5条第2項第2号」に、「中欄」を「右欄」に、「第5条の2各号」を「第5条第3項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

日	地 域
十日市（会津若松市）が行われる日の翌日	会津若松市
信夫三山暁まいるの初日の翌日から最終日の翌日まで	福島市
白河だるま市が行われる日の翌日	白河市
会津田島祇園祭の初日の翌日から最終日の翌日まで	南会津町
相馬野馬追の初日の翌日から最終日の翌日まで	相馬市、南相馬市及び浪江町
郡山うねめまつりの初日の翌日から最終日の翌日まで	郡山市
平七夕まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで	いわき市
鹿嶋神社例大祭（白河市）の初日の翌日から最終日の翌日まで	白河市
会津まつりの初日の翌日から最終日の翌日まで	会津若松市
安積國造神社秋季例大祭の初日の翌日から最終日の翌日まで	郡山市
二本松の提灯祭の初日の翌日から最終日の翌日まで	二本松市
福島稲荷神社例大祭の初日の翌日から最終日の翌日まで	福島市
松明あかしが行われる日の翌日	須賀川市

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

（生活安全企画課）

正 誤

○平成二十八年五月二十七日付け定例第二千七百九十九号中

三三二二	三三二一	ページ	正
上	下	段	
二	後ろか ら三	行	誤
道路用地とするため (「次の図」は、省略し、 その図面を福島県農林水産部 森林林業総室森林保全課及び いわき市役所に備え置いて縦 覧に供する。)		字上戸渡三七(国有林。次の 図に示す部分に限る。)	
道路用地とするため		字上戸渡三七(国有林)	